

## パートナーシップで

## 除排雪



市民の皆さんへ

## 除雪には皆さんのご協力が必要です

- 膝下程度の寄せ雪の処理にご協力を！
- 深夜の除雪作業にご理解を！
- ゴミ出しは決められた日時と場所を守って！
- 河川・水路への雪捨ては洪水の危険性あり！
- 乗り入れの鉄板などを取り外して！
- 作業中の除雪車には近づかないで！

短期集中による降雪など緊急時の除雪作業(二段階除雪)にご協力をお願いします！

## 現状の課題

短期集中降雪等により、路面状況が急激に悪化していたにも関わらず、通常期と同様の除雪水準で作業を実施したため、大幅な作業遅延が発生

## 課題解決に向けた取組の方向性

除雪対策本部が「集中降雪等警戒体制」に移行した際は、緊急車両等の走行経路の早期確保を目的とした「**緊急除雪(二段階除雪)**」を実施

## ■生活道路における緊急除雪作業手順

## 1 一段階：かき分け除雪

緊急車両等の走行経路確保を目的とした作業を実施。



## 3 二段階：拡幅除雪

残置した寄せ雪の除去、道路幅員確保を目的とした作業を実施。



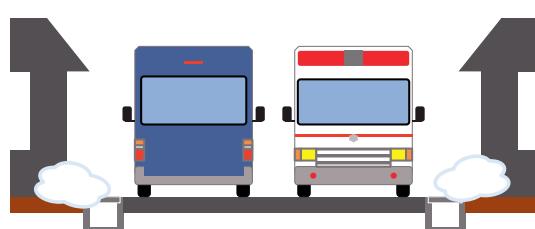
## 2 一段階作業終了後

民地との境界部～路側付近に寄せ雪が残置された状態。



## 4 二段階作業終了後

通常時の除雪水準による道路幅員が確保された状態。



～持続可能な雪対策の推進と市民・事業者とのパートナーシップによる冬期生活環境の充実に向けて～

青森市除排雪対策本部

以下の  
行為は

# 条例違反です!!

路上  
駐車



たった1台の路上駐車で除雪が  
できなくなります。

道路への  
出し雪



敷地内の雪は道路には出さないで下さい。  
※道路法や道路交通法等の禁止行為にあたり、罰せられる場合があります。

- 路上駐車は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一條」により禁止されています。
- 道路への出し雪は、「道路法第四十三條」及び「道路交通法第七十六條」により禁止されています。

## 救急・消防・他の交通の妨げになります！

- 建物をたてるときは、道路、河川、隣地へ配慮する
- 河川や水路への流水に支障を与えない

除雪作業に支障が生じると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、原因となる行為をした者に対し、勧告をすることがあります。

## 除雪作業、屋根の雪下ろしにご注意を！

降雪による人的被害のほとんどが除雪作業中による事故が原因です。特に、一人での屋根の雪下ろし作業は大変危険です。事故防止のための10箇条を心がけ、安全な作業を行いましょう。

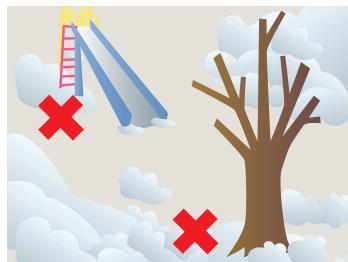
※また、市HPでは屋根の雪下ろしに関する安全対策パンフレット「雪下ろし除雪作業の安全ガイド」を公開しておりますので、ご参照ください。

### 命を守る除雪中の 事故防止10箇条

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 低い屋根でも油断は禁物！
- はしごの固定を忘れずに！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 除雪機の雪詰まりの取り除きはエンジンを切ってから！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- 作業のときは携帯電話を持っていく！

## 学校・公園等への雪寄せ

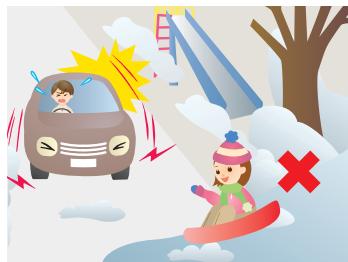
一部の学校の校庭や公園等を市民の雪寄せ場として開放します。雪を寄せる際は、ルールを守って安全に利用しましょう。



遊具の破損防止のため、遊具付近には  
雪を置かない。樹木からの落雪の危険  
があるため、樹木付近には近づかない。



公園内施設の破損防止のため、除雪機  
械やトラックで搬入しない。スノーダン  
やヤシケリなどの人力での利用に限る。



危険な遊びはしない・させない！

- 除雪機械・トラック等を使用しての雪寄せは絶対にしないでください。
- 公園等に隣接する家屋等やほかの利用者に迷惑となる雪寄せはしないでください。
- 学校内の校庭・公園等の排雪は原則行いません。
- 雪解け時期は、樹木や遊具周辺は陥没しやすいので注意してください。
- 雪寄せ場として利用した公園等は、春先からの利用ができない場合があります。また、雪解け後は地域での清掃にご協力ください。
- ルールが守られない場合は、雪寄せ場としてご利用いただけなくなることがあります。

**雪を寄せる時間・場所等について、あらかじめお問い合わせの上、ご利用ください。**

問合せ

公園等／公園河川課 TEL 017-752-8342

学校／各小・中学校

# 各種雪対策制度

## 高齢者や障がい者のかたなどへの雪処理支援

### 屋根の雪下ろしに関する支援

#### <屋根の雪下ろし費用の一部助成>

65歳以上のかたのみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯などで、一定の要件に該当する世帯を対象に業者等に依頼した屋根の雪下ろし費用の一部を助成します。詳しくは福祉政策課または浪岡振興部健康福祉課へお問い合わせいただか、広報あおもり11月号をご覧ください。

#### ○助成額

雪害対応体制移行前：住民税非課税世帯 雪下ろしにかかった費用の2分の1を1シーズンで25,000円を上限に助成

雪害対応体制移行時：住民税非課税世帯 費用助成額の上限を50,000円に引き上げ

住民税課税世帯 雪下ろしにかかった費用の4分の1を1シーズンで25,000円を上限に助成

#### ○毎年度事前に登録が必要です。

#### <屋根の雪下ろし奉仕活動（青森地区のみ）【豪雪時（積雪1メートル超）に実施】>

青森市社会福祉協議会では、65歳以上のかたのみの世帯などで、一定の要件に該当する世帯を対象にボランティアによる屋根の雪下ろしを実施します。まずは、地区担当の民生委員へご相談ください。

### 間口除雪に関する支援

#### 青森地区

青森市社会福祉協議会では、75歳以上のかたのみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、要介護3から5の認定を受けたかたのみの世帯などで、住民税非課税など一定の要件に該当する世帯を対象に、地域の除雪協力者による間口除雪（自宅玄関から公道までの通路）支援を行っています。まずは、居住の地区社会福祉協議会へご相談ください。

#### 浪岡地区

65歳以上のかたのみの世帯で、住民税非課税や、浪岡地区に親族が居住していないなど一定の要件に該当する世帯を対象に、玄関から公道までの除雪を行っています（1時間200円の利用者負担あり）。

詳しくは浪岡振興部健康福祉課へお問い合わせください。

青森市社会福祉協議会では、屋根の雪下ろし奉仕活動及び間口除雪（青森地区）の除雪ボランティアを募集しています。詳しくはお問い合わせください。

●青森地区／福祉政策課 TEL 017-734-5313、青森市社会福祉協議会 TEL 017-723-1340

●浪岡地区／浪岡振興部健康福祉課 TEL 0172-62-1134

### 青森市融雪施設設置支援制度

ロードヒーティングや融雪機（槽）を設置する資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を負担して市民の皆さんを支援します。

### 青森市屋根雪処理施設設置支援制度

既存住宅の勾配屋根を無落雪屋根に改修する場合や、屋根に融雪施設を設置する場合の資金を金融機関から借り入れする際に、市が利子の全部または一部を負担して市民の皆さんを支援します。

#### 申し込み問合せ

建築指導課 TEL 017-752-8193

### 空き家の所有者の皆様へ

毎年、降雪期に空き家が適正に管理されないことにより、屋根雪の荷重が増大したことによる倒壊や屋根からの落雪で周囲の方々に危害を及ぼす事例が発生しています。

万が一、建物の倒壊や建築部材の脱落・飛散により近隣に被害を与えた場合には、その建物の所有者等は被害者等から管理責任を問われ、損害賠償などを請求される場合があります。

空き家の所有者の皆様は、適宜、状況確認するとともに、周囲に危害を及ぼさないよう必要に応じ、屋根の雪下ろしや雪庇の除去を実施するなど、空き家の適切な管理をお願いします。

#### <青森市空き家・空き地バンクに登録しませんか？>

市内にある空き家・空き地を売りたい・貸したい方からの相談をお待ちしています。

バンクへの情報登録・利用は無料です！



#### 申し込み問合せ

●青森地区／都市整備部住宅政策課 TEL 017-734-2385

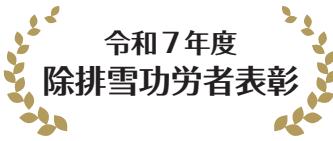
●浪岡地区／浪岡振興部都市整備課 TEL 0172-62-1145

### 永年表彰 市が委託する除排雪業務に長年従事し、他の者の模範となるかた

青森新道路瀝材（株）倉本英徳さん、（株）八甲建設 佐藤 睿さん、（株）藤本建設 奥谷明一さん、美加美興業（株）和田健一さん、（株）山正小笠原建設 小笠原 剛さん

### 優秀表彰 市が委託する道路に係る除排雪作業業務や関連する事業等において、優れた功績を上げた除排雪事業者等

（株）青建防水工業、将栄建設工業（株）、（株）花建、齋藤商店



## 地域住民の雪捨て場の開場時間・制限事項

雪捨て場内付近の混雑緩和や、雪捨て場内の安全確保のため、開場時間や搬入車両を制限していますので、ご利用の際は、下表をご確認ください。

なお、洋上風力発電の基地港湾整備に伴い、油川埠頭の雪捨て場は令和8年度までの利用となります。

青森地区	
地域住民の雪捨て場	開場時間・制限事項
油川埠頭	常時開場 (令和8年度まで利用可能)
沖館埠頭	常時開場 (4t以上または、ダンプアップ機能を有する車両のみ)
埠頭	8:00~16:00 (一部使用車両の制限あり)
八重田浄化センター敷地内	8:00~16:00
新田浄化センター敷地内	8:00~16:00
大矢沢	8:00~16:00

※現場状況などにより、予告なく使用を停止する場合があります。

浪岡地区	
地域住民の雪捨て場	開場時間・制限事項
浪岡地区	8:00~20:00
大杉地区①	8:00~20:00
大杉地区②	8:00~20:00 (①の閉鎖後)
五本松地区	8:00~20:00
野沢地区	8:00~18:00
五郷地区	8:00~18:00
女鹿沢地区①	8:00~18:00 (4t以上の車は乗入れ不可)
女鹿沢地区②	8:00~18:00

## 埠頭雪捨て場の一時変更について

油川埠頭が基地港湾として整備されることに伴い、現在作業ヤードとして利用されている埠頭頭は、雪捨て場の場所が一時的に変更になるほか、ロングダンプトラック等の一部使用車両の制限がありますので、ご注意ください。

また、使用する際は、現場の誘導案内に従ってご利用ください。



### 市民雪寄せ場

住宅密集地に空き地を所有している方が、地域の雪寄せ場として町会に土地を貸していただく「市民雪寄せ場事業」を行っています。貸していただいた市民雪寄せ場は、地域住民が雪を捨てる場所として利用することができます。  
※雪寄せ場の利用は、スノーダンプ等の人力による雪寄せに限ります。  
※お近くの市民雪寄せ場については、各町（内）会、もしくは道路維持課・浪岡振興部都市整備課へお問合せください。  
※利用の際は、事故などに注意し、安全に作業を行ってください。

#### 問合せ

●青森地区／道路維持課 TEL 017-752-8398 ●浪岡地区／都市整備課 TEL 0172-62-1168

### 市民雪寄せ場を募集しています！

地域の雪寄せ場として町会へ土地を無償で貸していただける方を募集しています。市民雪寄せ場として貸していただいた場合、翌年度の固定資産税の一部を減免しています。詳しくはお問い合わせください。



### アプリで雪に関する相談

市では、雪に関する市民からの相談に対応するため、「雪に関する市民相談窓口」を設置しますが、アプリを利用した「まちレポあおもり」でも相談を受け付けます。



※詳しくは、青森市ホームページ「まちレポあおもり」FixMyStreet（まちもん）ホームページをご覧ください。  
アプリダウンロードページへのアクセス方法  
App StoreまたはGoogle Playで『FixMyStreetJapan』

#### 問合せ

道路維持課 TEL 017-752-8398

#### 写真撮影の注意事項

●次にあげる状況がわかりやすい写真の投稿をお願いします。

- 路面状況、幅員減少により車のすれ違いができない状況
- 歩行者が車道を歩き危険な事故の恐がある状況など



よい例

●携帯電話の位置情報をONにしてください。

●撮影した場所で「おおよその現在地を取得」ボタンを押してから送信してください。



悪い例

※相談の内容によっては削除される場合があります。

※内容確認、現場確認、あるいは現場対応等のため、回答まで数日を要する場合があります。

雪・除排雪に関するご相談、ご要望などについては「雪に関する市民相談窓口」で受け付けます。

■受付期間 令和7年12月1日（月）～令和8年3月31日（火）

■受付時間 午前8時30分～午後6時 ※ただし、降積雪の状況により、受付期間・受付時間は変更することがあります。

■受付方法 原則、電話・FAX・E-mail・まちレポあおもりによる相談とさせていただきます。

#### 青森地区

TEL 017-771-0286 (コールセンター)

FAX 017-752-9019

E-mail yuki-sodan@city.aomori.aomori.jp

#### 浪岡地区

TEL 0172-62-1168 (直通)

FAX 0172-62-8125

E-mail yuki-sodan@city.aomori.aomori.jp